

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 193 条の定める書面)

2023 年 7 月 4 日

株式会社トレードワークス

2023年7月4日

株式交換に係る事前開示書面

東京都千代田区神田神保町一丁目105号
株式会社トレードワークス
代表取締役社長 浅見 勝弘

当社は、ペガサス・システム株式会社（以下「ペガサス・システム社」といいます。）との間で2023年6月16日付で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、2023年7月7日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、ペガサス・システム社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に規定する事項は下記のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）
別紙1記載のとおりです。
2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第1号）
別紙2のとおりです。
3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第2号）
該当事項はありません。
4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法794条第1項、会社法施行規則第193条第3号）
 - （1）最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙3のとおりです。
 - （2）最終事業年度の末日後の臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

該当事項はありません。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務（会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べる事が出来る債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

本株式交換に際して、会社法第 799 条第 1 項の規定により異議を述べることのできる債権者はおりませんので、該当事項はありません。

株式交換契約書

株式会社トレードワークス（以下「甲」という。）とペガサス・システム株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約を締結する。

（株式交換の目的）

第1条 甲と乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換し、甲は、本件株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ）の全株式を取得する。

（株式交換の当事会社）

第2条 株式交換の当事会社の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社

商号 株式会社トレードワークス

住所 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地

(2) 株式交換完全子会社

商号 ペガサス・システム株式会社

住所 東京都渋谷区道玄坂一丁目19番13号

（株式交換に際して交付する株式等）

第3条 甲は、甲の自己株式である普通株式 15,856 株を第5条の株式交換の日現在の乙の株主名簿記載の株主に対して、次の割合をもって割当交付する。ただし、甲が所有する乙の普通株式に対しては割当交付しない。

乙の普通株式1株に対して甲の普通株式1,982株の割合

（資本金及び準備金）

第4条 株式交換により甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

（株式交換の効力発生日）

第5条 株式交換の効力発生日は、令和5年7月7日とする。ただし、株式交換手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議のうえ、これを変更することができるものとする。

（株主総会等の期日）

第6条 甲及び乙は、前条の効力発生日までに株主総会（但し、甲に関しては取締役会）を開催し、この株式交換契約書の承認決議を得るものとする。なお、承認決議後、甲及び乙は相互に承認を得た旨通知するものとする。

（善管注意義務）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大なる影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議して合意の上実行するものとする。

（株式交換条件の変更及び契約の解除）

第8条 本契約締結の日から株式交換の日の前日までにおいて、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合には、両者協議のうえ、本契約における条件を変更し、または本契約を解除することができるものとする。

（本契約の効力）

第9条 本契約は、第6条に定める甲の取締役会及び乙の株主総会の承認が得られないとき、又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

（反社会的勢力の排除）

第10条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対して、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自ら若しくはその子会社が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、併せて「反社会的勢力」という。）ではないこと
- (2) 自ら若しくは子会社の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
- (4) 本物件の引渡し及び売買代金の全額の支払のいずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- (5) 反社会的勢力が経営に実質的に関与しておらず、かつ将来にわたり関与しないこと
- (6) 反社会的勢力に対して資金の提供等の利益の供与、又は便宜を供与するなどの関与をしておらず、かつ将来にわたり関与しないこと

2 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 前項第1号又は第2号の確約に反する申告をしたことが判明した場合
- (2) 前項第3号の確約に反し本契約を締結したことが判明した場合
- (3) 前項第4号の確約に反した行為をした場合
- (4) 前項第5号又は第6号の確約に反する事実が判明した場合

3 乙は、甲に対し、自ら又は第三者をして本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないことを確約する。

4 甲は、乙が前項に反した行為をした場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

5 第2項又は第4項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

(合意管轄)

第11条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(本契約書に定めのない事項)

第12条 本契約に定めるもののほか、株式交換に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って、甲及び乙が協議のうえこれを決定する。

本契約書成立の証として正本2通を作成し、各社1通ずつ保有する。

令和5年6月16日

東京都千代田区神田神保町一丁目105番地

株式会社トレードワークス

代表取締役 浅見 勝弘

東京都渋谷区道玄坂一丁目19番13号

ペガサス・システム株式会社

代表取締役 野月平 憲太郎

別紙2（株式交換に際して交付する株式の数またはその数の算定方法およびその割当ての相当性に関する事項）

（1）本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	対象会社 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	1,982
株式交換により交付する株式数	当社普通株式：15,856株	

（注1）株式の割当比率

当社は、対象会社の普通株式1株に対して、当社の普通株式1,982株を割当交付いたします。ただし、本株式交換の効力発生日の前日において対象会社の普通株式192株を取得することを予定しており当該株式については、本株式交換による割当ては行いません。

（注2）本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換の直前時の対象会社の株主に対して、その保有する対象会社株式に代えて、上記表の本株式交換に係る割当比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付いたします。また本株式交換に際して交付する当社株式は、全て当社が保有する自己株式（2023年5月31日現在157,226株）を充当する予定であり、当社が新たに株式を発行することは予定しておりません。

（注3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を所有する株主が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引市場において当該単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を所有する事となる株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、以下の制度を利用する事ができます。

（単元未満株式の買取制度：単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、その所有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

（2）本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

① 算定の基礎及び経緯

当社は本株式交換に用いられる株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の検討にあたり公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関として株式会社青山トラスト会計社（以下「本算定機関」といいます。）を選定し、本株式交換比率の算定を依頼いたしました。

本算定機関は、当社については東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、

市場株価が存在することから、市場株価を参考に算定しました。具体的には本株式交換契約締結日にできる限り近い時期の株価が本株式交換契約時の株式の価値を反映しているものと考えられることから、2023年6月15日を算定基準日とし、1株あたり908円を採用することとしました。対象会社については、非上場会社であることから、将来の事業活動の成果を企業価値評価に反映させるためDCF法に加えて、類似上場会社比較による株式価値の推測が可能であることから類似上場会社法を採用して算定を行いました。なお、DCF法において使用した対象会社の事業計画については大幅な増減益を見込んでおりません。

当社普通株式の1株当たり株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果・評価レンジは以下の通りです。

採用方法	株式交換比率の算定結果
DCF法	1,551.12~1,773.63
類似上場会社法	2,172.53~3,812.94

本算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び対象会社の財務状況や将来の見通し等を踏まえ、慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、当社取締役会および対象会社の取締役決定に基づき、当事会社間で本株式交換契約を締結することに合意いたしました。

② 算定機関に関する事項

本算定機関は、当社および対象会社から独立した第三者算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(3) 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社の資本金及び準備金の額は増加しません。

別紙3（株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

決 算 報 告 書

（第 39 期）

自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 5 年 3 月 31 日

ベガサス・システム 株式会社

東京都渋谷区道玄坂1-19-13
トップヒル並木ビル10階

貸借対照表

ペガサス・システム 株式会社

令和 5年 3月31日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 189,343,438】	【流動負債】	【 81,411,708】
現金及び預金	99,440,140	買掛金	44,921,122
売掛金	89,210,112	短期借入金	16,306
前払費用	1,228,386	未払金	7,208,399
貸倒引当金	4535,200	未払費用	16,294,066
【固定資産】	【 14,760,671】	未払法人税等	1,590,800
(有形固定資産)	(266,666)	預り金	1,800,815
工具器具備品	266,666	未払消費税	9,580,200
(投資その他の資産)	(14,494,005)	【固定負債】	【 14,937,000】
敷金	2,907,765	長期借入金	14,937,000
保険積立金	11,586,240	負債合計	96,348,708
		純資産の部	
		【株主資本】	【 107,755,401】
		資本金	10,000,000
		(利益剰余金)	(97,755,401)
		その他利益剰余金	97,755,401
		繰越利益剰余金	97,755,401
		純資産合計	107,755,401
資産合計	204,104,109	負債・純資産合計	204,104,109

損益計算書

ペガサス・システム 株式会社

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

単位：円

科 目	金 額	
【売 上 高】		
売 上 高		687,070,021
売上総利益金額		687,070,021
【販売費及び一般管理費】		665,776,054
営業利益金額		21,293,967
【営業外収益】		
受 取 利 息	1,246	
雑 収 入	2,042,840	2,044,086
【営業外費用】		
支 払 利 息		356,407
経常利益金額		22,981,646
【特別利益】		
貸倒引当金戻入益		483,696
税引前当期純利益金額		23,465,342
法人税、住民税及び事業税		6,348,000
当期純利益金額		17,117,342

販売費及び一般管理費

ベガサス・システム 株式会社

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

単位：円

科 目	金 額
役 員 報 酬	23,280,000
給 与 手 当	268,048,683
法 定 福 利 費	41,150,274
福 利 厚 生 費	1,909,496
外 注 費	299,319,431
旅 費 交 通 費	10,868,956
通 信 費	1,443,981
交 際 費	6,811,378
減 価 償 却 費	500,666
賃 借 料	91,000
保 険 料	1,287,360
修 繕 費	5,500
水 道 光 熱 費	338,180
消 耗 品 費	341,470
租 税 公 課	62,162
事 務 用 品 費	180,855
支 払 手 数 料	1,183,438
諸 会 費	401,668
新 聞 図 書 費	119,536
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	535,200
会 議 費	831,182
地 代 家 賃	5,635,199
支 払 報 酬	999,600
雑 費	430,839
合 計	665,776,054

株主資本等変動計算書

ベガス・システム 株式会社

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

単位：円

株主資本		
資本金	当期首残高及び当期末残高	<u>10,000,000</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	80,638,059
	当期変動額 当期純利益	<u>17,117,342</u>
	当期末残高	<u>97,755,401</u>
利益剰余金合計		
	当期首残高	80,638,059
	当期変動額	<u>17,117,342</u>
	当期末残高	<u>97,755,401</u>
株主資本合計		
	当期首残高	90,638,059
	当期変動額	<u>17,117,342</u>
	当期末残高	<u>107,755,401</u>
純資産合計		
	当期首残高	90,638,059
	当期変動額	<u>17,117,342</u>
	当期末残高	<u>107,755,401</u>

個別注記表

ベガス・システム 株式会社

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

ア 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

イ 時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法

固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）は定額法）を採用しています。

(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

前期末株式数（発行済普通株式） 200株

当期増加株式数（発行済普通株式）

当期減少株式数（発行済普通株式）

当期末株式数（発行済普通株式） 200株

前期末株式数（発行済優先株式）

当期増加株式数（発行済優先株式）

当期減少株式数（発行済優先株式）

当期末株式数（発行済優先株式）

議案について

令和5年5月16日開催の定時株主総会において、上記の議案は承認可決されております。

（令和5年5月16日加筆）